

別記様式3

## 特定プログラム説明書

開設学部等名〔総合博物館、総合科学部、文学部、教育学部、理学部、生物生産学部〕

プログラムの名称	(和文) 学芸員資格取得特定プログラム
	(英文) Curator Qualification Course
<b>1. 概要</b> <p>学芸員とは、博物館法に則り博物館におかれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に従事する職務である。博物館法上の博物館には、いわゆる歴史博物館、考古館、美術館のほか、動物園、植物園、水族館、科学館などがある。学芸員の資格を得るためには、学士の称号を有し、文部科学省令で定められた博物館に関する科目の単位を取得する必要がある、これらの科目を取得できるよう編成されたのが学芸員資格取得特定プログラムである。しかし、本プログラムを修了しただけでは学芸員になることはできない。学芸員の資格とは、免許状のようなものが与えられるようなものではなく、博物館に任用されることによって初めて学芸員となることのできるものである。</p> <p>この特定プログラムの目標は、博物館に関する科目を開設し、美術、歴史・考古及び自然の領域に関わる博物館に勤務できる学芸員を育成しようとするものである。</p>	
<b>2. 到達目標</b> <p>美術、歴史・考古及び自然の領域に関わるそれぞれの博物館で学芸員として勤務できる人材（有資格者）を養成する。</p>	
<b>3. 登録時期</b> <p>原則として3セメスターを履修開始時期とする。プログラム登録は、履修開始前（事前登録）を原則とするが、履修開始後の登録（事後登録）も可とする。</p>	
<b>4. 登録要件</b> <p>本プログラム選択のための既修得要件は、特に定めない。</p> <p>博物館には美術、歴史・考古、自然などに関わるものがある。学芸員となるためには、それぞれの博物館で実習を受けなければならない。実習を受ける前には、それぞれの分野の知識や博物館に関する知識などの一定の素養を得ることが求められる。</p> <p>なお、博物館は生涯学習における教育機関として位置づけられている。学芸員には専門分野の研究者としての能力とともに、教育者としての資質も求められることに留意されたい。</p> <p>また、博物館実習の履修においては、特に次の点に注意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「博物館実習2（館園実習）」については、<b>基本的に自分で実習先を探す必要がある。</b></li><li>・「博物館実習1（学内実習）」及び「博物館実習2（館園実習）」にあたって、<b>実習に必要となる費用については実費負担とする。</b>また、博物館によっては、実習経費が必要となる場合もあるが、受講者の負担とする。</li></ul>	
<b>5. 受入上限数</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・本プログラムの登録にあたっての受入上限数は特に設けない。</li><li>・ただし、本プログラムを登録した後、「博物館実習1（学内実習）」及び「博物館実習2（館園実習）」では、物理的制約のために受入上限数を設ける。</li></ul> <p>○博物館実習の受講条件</p>	

◆博物館実習1（学内実習）

(1) プログラムに登録していること。

(2) ① 2年次前期の博物館概論の単位を修得済みであること。また、2年次後期の博物館経営論、博物館教育論、3年次前期の博物館情報・メディア論、博物館資料保存論については、単位修得済みであることを強く要望する。

② 3年次前期が終了した時点で、学芸員資格取得特定プログラム科目の修得済み単位数が8単位以上であることを原則とする。

以上の条件に満たない場合は、「学芸員資格取得特定プログラム科目単位修得状況申告書」に基づいて、コア担当教員会で受講の可否を審議する。

(3) 志望理由書および学芸員資格取得特定プログラム科目単位修得状況申告書を提出すること。

(4) 受講者は60名までとする。

なお、60名を超えた場合は、志望理由書等により選考する。

◆博物館実習2（館園実習）

(1) 博物館実習1（学内実習）を修得していること。

(2) 原則として、全ての博物館関連科目を修得していること。

修得していない場合は、事前に実施する博物館実習2ガイダンス（前年度2月頃開催）で申し出ること。学芸員資格取得特定プログラムの担当教員会で、受講の有無を判断する。

博物館実習の館園実習の履修にあたっては、「博物館実習2（館園実習）」のガイダンスで説明する。

また、もみじの掲示板等で注意事項等を掲載するので、注意すること。

6. 授業科目及び授業内容

※授業科目は、別紙の履修表を参照すること。

※授業内容は、各年度に公開されるシラバスを参照すること。

7. 修了要件

本プログラムで開講されている全ての科目（生涯学習論は、社会教育学、生涯活動教育論のいずれかを選択）を履修し、合計20単位を修得すること。

8. 責任体制

責任者兼コア担当教員：総合博物館 教授 藤野 次史

コア担当教員：総合科学研究科（総合科学部） 教授 青木 孝夫

コア担当教員：文学研究科（文学部） 教授 本多 博之

コア担当教員：教育学研究科（教育学部） 教授 菅村 亨

コア担当教員：教育学研究科（教育学部） 教授 山崎 博史

コア担当教員：理学研究科（理学部） 教授 山口 富美夫

コア担当教員：生物圏科学研究科（生物生産学部） 准教授 吉田 将之

コア担当教員：総合博物館 助教 清水 則雄

その他関係学部の学芸員関連分野の教員

不明な点があれば授業科目開講学部の学生支援グループへ問い合わせること。

9. 既修得単位等の認定単位数等

(1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等

9単位

(2) 広島大学における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）の認定単位数等  
19単位

**【特定プログラム履修に関する注意事項】**

- 主専攻プログラムの授業時間割の関係で、登録した特定プログラムの授業科目履修が制限されることがある。
- 特定プログラムで開設されている授業科目も、本学共通の平均評価点(GPA)の計算対象に含まれる。

## 学芸員資格取得特定プログラム履修表

大学において修得すべき博物館に関する科目及び単位(注1)		本学開講科目					
		開設学部等	本学開講授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得単位数
生涯学習概論	2	教育学部	社会教育学	2	3セメ	選択必修	2
			生涯活動教育論	2	4セメ		
博物館概論	2	総合博物館	博物館概論	2	3セメ	必修	2
博物館経営論	2	総合博物館	博物館経営論	2	4セメ	必修	2
博物館情報・メディア論	2	総合博物館	博物館情報・メディア論	2	5セメ	必修	2
博物館資料論	2	総合博物館	博物館資料論	2	6セメ	必修	2
博物館資料保存論	2	総合博物館	博物館資料保存論	2	5セメ	必修	2
博物館展示論	2	総合博物館	博物館展示論	2	6セメ	必修	2
博物館教育論	2	教育学部	教育の思想と原理	2	3セメ	必修	3
		総合博物館	博物館教育論	1	4セメ	必修	
博物館実習	3	総合博物館	博物館実習1(学内実習)	2	6セメ	必修	2
			博物館実習2(館園実習)	1	7セメ	必修	1
合計	19					合計	20

(注1) 博物館法施行規則(昭和30年10月4日 文部省令第24号)に規定する【大学において修得すべき博物館に関する科目及び単位】を示す。